

介護サービス基盤の計画的な整備

- 超高齢社会における介護問題の解決を図るため、地方自治体は、3年を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定し、住民のニーズを的確に把握した上で、計画的な基盤整備に取り組んでいる。
- また、第3期計画(18' ~20')の策定時において、国は第5期計画末(平成26年度末)までを視野に入れた中期的な考えに基づき計画を定めることを求めているところ。

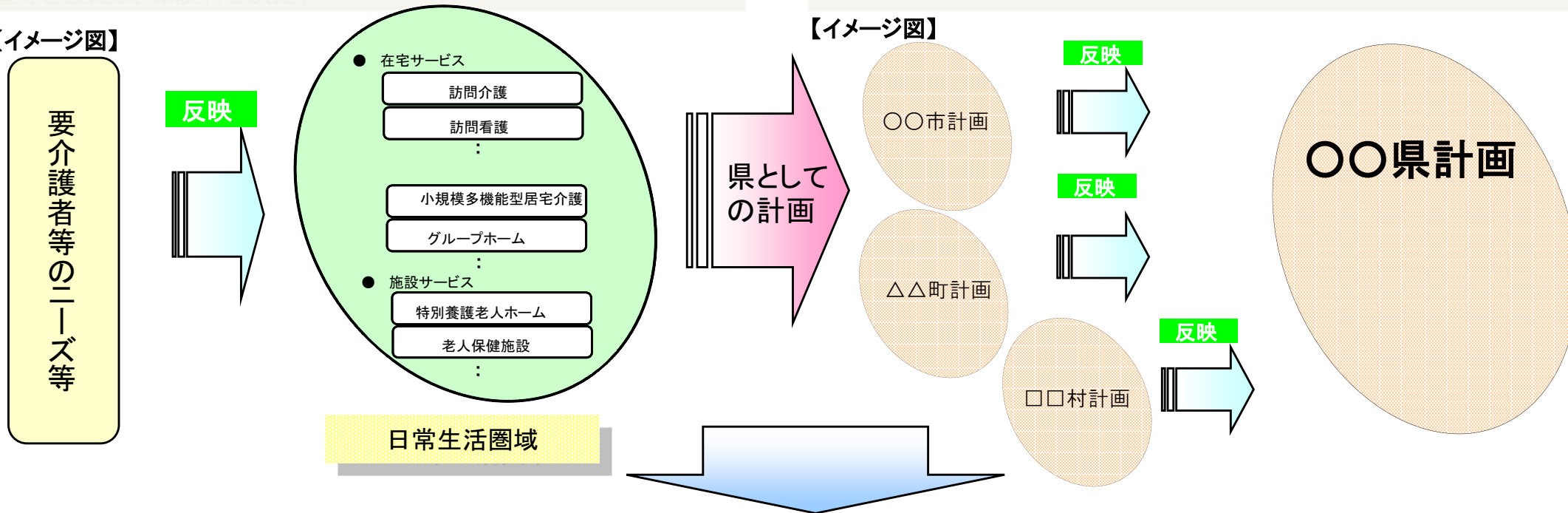
市町村介護保険事業計画

各市町村が、住民に最も身近な行政主体として、**地域の高齢者の需要や将来必要な介護サービスの量**を明らかにしつつ、日常生活圏域及び市町村全域における計画期間(3年間)の介護サービスの見込み量等を設定し、保険料を決定。

都道府県介護保険事業支援計画

都道府県は市町村が見込んだサービス量を圏域ごとに積み上げ、県単位の計画を策定し、**広域的な観点から市町村の取り組みを支援**。また、広域自治体として、介護従事者の確保及び資質の向上に関する事業等を規定している。

【イメージ図】



地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備が可能